

犯罪・DV被害者世帯【世帯区分コード：12】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、下記の（ア）または（イ）に該当する世帯

（ア） 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方及びその家族または遺族で下記の①または②に該当することが証明される方を含む世帯（警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方）

① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

（イ） DV被害者がいる世帯

DV被害者とは配偶者等からの暴力を受けた方で、次の①・②のいずれかに該当する方。

① 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の一時保護、または婦人保護施設や母子生活支援施設等の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

※該当するかどうか分からない場合は、事前にお問い合わせください。

② 裁判所がした退去命令、または接近禁止令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

※資格審査時に上記の内容を確認できる証明書を提出していただきます。

【注 意 点】 (1) 入居資格について事前に確認させていただいたり、県警本部に被害届の提出状況について照会させていただく場合があります。

(2) 仮当選後の資格審査時に入居資格を確認するため、犯罪・DV（配偶者等からの暴力）被害者であることを確認できる証明書（関係機関からの証明書、医師からの診断書など）を提出していただきます。